

令和7年度

いじめ防止
基本方針



由布市立西庄内小学校

目 次

1. 学校いじめ防止基本方針	2 P
2. いじめとは	
(1) いじめの定義	2 P
(2) いじめに対する基本的な考え方	2 P
(3) いじめの集団構造と態様	3 P
3. いじめ防止の基本的な方向と取組	
(1) 校内指導体制・組織体制	4 P
(2) 年間指導計画	5 P
4. いじめ防止の措置	
(1) いじめの予防	5 P
(2) 早期発見	6 P
(3) いじめの対応	
① いじめられている児童生徒への対応	6 P
② いじめている児童生徒への対応	7 P
③ 友人、知人（観衆、傍観者）への対応	7 P
④ 保護者及び関係機関との連携	7 P
5. ネットいじめへの対応	8 P
6. 重大事態への対応	10 P

《 資料 》

① いじめ早期発見のためのチェックリスト	11 P
② いじめ対応チェック表	12 P
③ 小学校いじめアンケート（小学校低学年用）	13 P
④ 小学校いじめアンケート（小学校中・高学年用）	14 P
⑤ 学校生活アンケート（保護者用）	15 P
⑥ いじめ状況聞き取りシート	16 P
⑦ いじめの報告書式	17 P
⑧ 取組点検票	18 P

1. 学校いじめ防止基本方針

[はじめに]

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許すことのできない行為である。

しかし残念なことに、教育現場においていじめ行為がなくならず、生徒指導上の喫緊の課題となっている。

そして、情報技術の発展により、インターネット動画サイトへの投稿、SNS上での誹謗中傷する書き込みなど新たないじめが生じ、これまでのいじめの形態から姿を変え、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。そのため、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状である。

そこで、児童の身近にいるすべての教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめ問題に取組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取組むことが求められている。そのためには、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取組むことが必要である。

本校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」及び、平成25年10月に文科省から策定された「いじめ防止基本方針」、平成25年5月に大分県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」をもとに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についてのポイントを具体的に示しいじめ問題を学校全体の課題として取組めるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行った。

そして、全ての児童にとって、学校が安全で安心して遊び学べる楽しい場所となるよう、校長を中心とした指導体制のもとに、教師が児童にしっかり寄り添い、いじめやトラブルの未然防止にむけた取組を行っていく必要がある。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

【文部科学省調査によるいじめの定義】（平成25年より）

いじめ防止対策推進法（平成25年）第一章第二条において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定められた。さらに、また、けんかやふざけあいであっても、その背景や被害性等に着目し「いじめ」の該当性を判断することとする。という内容も付加されている。

- ①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に所属する子どもや、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該子どもと何らかの人的関係を指す。
- ②「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ③「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ④なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要であること、また、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てが「いじめ」としての指導を要する場合であるとは限らない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為であるが、どの児童にも、どこの学校でも起こり得る大きな問題である。そのため、いじめ問題は、全教職員すべてが自らの問題として切実に受け止め、徹底して未然防止・早期発見・早期対応に取組まなければならない重要な課題である。

いじめ問題への取り組みにあたり、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組みを進める必要がある。特に、未然防止への取り組みは、「いじめを生まない土壤づくり」として全教育活動との関わりと密接につながっており、全教職員が日々の教育実践の中で取組まなければならない。

また、いじめ問題に関する対応については、早期解消を目指すために家庭や地域・関係機関との密接な連携を図り児童一人ひとりに応じた適切な指導や支援を進めていかなければならぬ。

[いじめに関する基本認識]

いじめ問題に取り組むためには、いじめ問題にはどのような特質があるのかを認識し、未然防止・早期発見に取り組み、万が一いじめが認知された場合は、全教職員で早期対応に取り組む必要がある。

いじめには様々な特質があるが、次のような基本的な認識を持たなければならない。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取組むべき問題である。

(3) いじめの集団構造と態様

[いじめにみられる集団構造]

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

[いじめの態様]

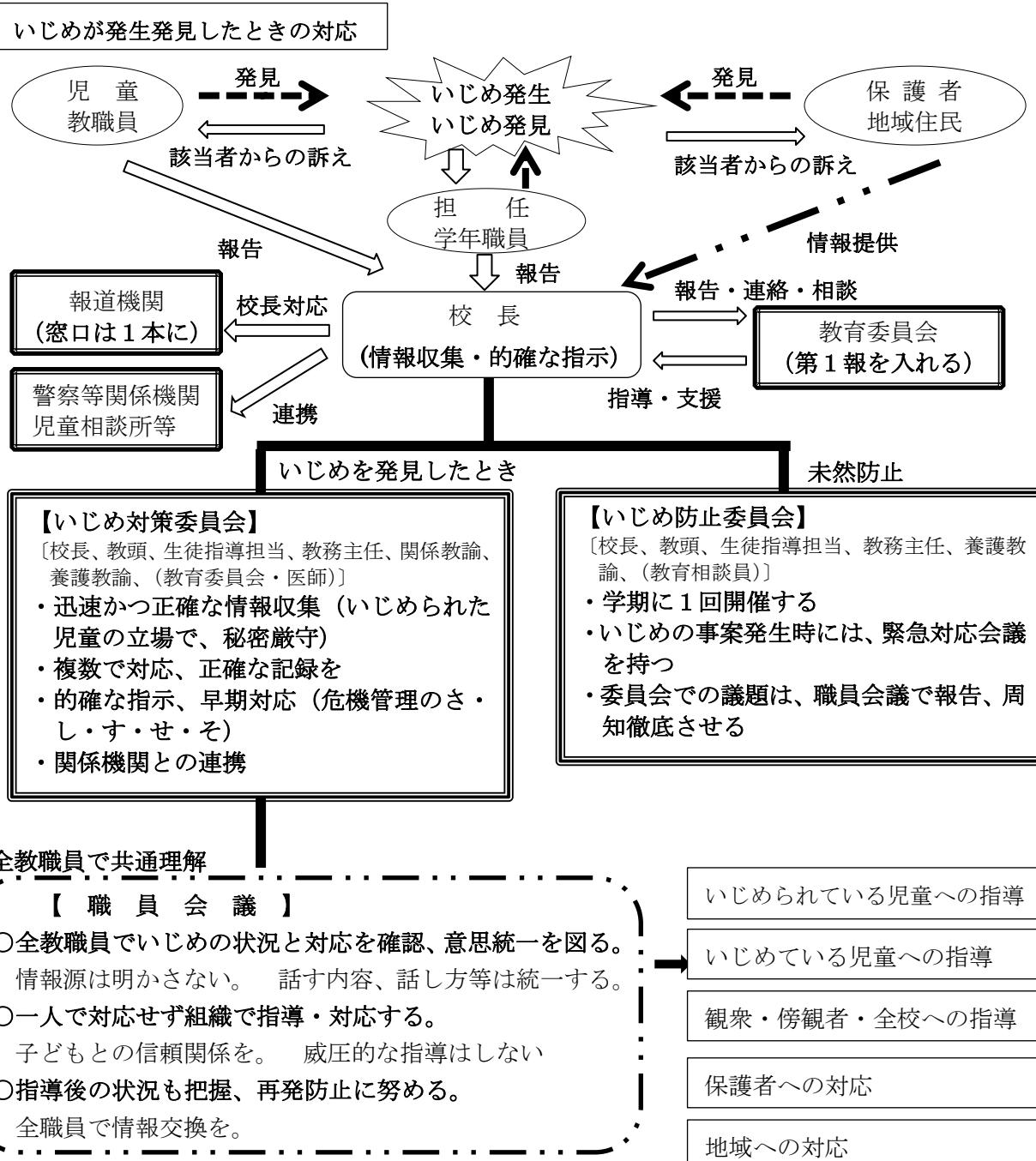
いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、いじめられている児童生徒を守り通すということから、毅然とした態度を示すことが大事である。

いじめが与える苦痛	いじめの態様	抵触する可能性のある法規
心理的苦痛	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	脅迫、名誉棄損、侮辱
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	名誉棄損、侮辱
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盜、器物破損
	金品をたかられる。	恐喝
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要、強制わいせつ

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 校内指導体制・組織体制

- 子どもに関する情報を全教職員で収集し、課題を共有する。（水曜日に、事情についての情報交換の場を設定）
 - ・気になることは、些細なことでも記録に残す。（指導を行った場合も、時間を追って記録をとっておく。）
- 学校の指導方針を、現状と課題を踏まえたものにする。
 - ・常に校長に報・連・相を。
- 指導の具体的な行動基準を共通理解する。
- 役割分担を明確にし、相互補完的に全教職員で指導にあたる。
 - ・一部の教職員に負担をかけない。
- P D C A サイクルで、常に取組を見直し、修正していく。



* いじめと判断した場合は、「事故報告」及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。

(2) 年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取組むことが大切である。

また、指導計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

年 間 指 導 計 画

月	職員研修等	防止対策	早期発見
4	いじめ防止委員会① 研修会①：年度初め打合せ（指導方針・指導計画等）、取組確認	仲間づくり、学級づくり、人間関係づくり 保護者への啓発（懇談等）	出欠、遅刻、早退状況把握（年間通して）
5		避難訓練（不審者） 修学旅行への取組 QU調査1状況確認	
6		社会見学への取組	
7	研修会②：1学期の振り返りと2学期の準備	QU調査1分析と計画	学校評価（児童） いじめアンケート調査①及び分析、面談
8		平和集会への取組	
9		運動会への取組	
10	いじめ防止委員会②	社会見学への取組 避難訓練（火災）	
11	研修会③：2学期の振り返りと3学期の準備		
12		人権学習、人権集会 QU調査2状況確認	学校評価（児童） いじめアンケート調査②及び分析、面談
1	いじめ防止委員会③	避難訓練（地震） QU調査2分析と計画	
2	研修会④：1年の振り返りと次年度の準備		
3		卒業式、修了式	いじめアンケート調査③及び分析 学校評価（児童）

4. いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取組む必要がある。

① 児童や学級の様子を知る。

- ・教師の気づきを大切にする。
- ・些細な言動を見逃さない。
- ・日記等で心の交流を図る。

② 学習指導の充実を図る。

- ・学びに向かう集団作り
- ・意欲的に取り組む授業づくり

③ 特別活動、道徳教育の充実を図る。

- ・体験活動の充実
- ・異年齢集団での活動
- ・勤労体験学習の充実

- ④ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり。
 - ・主体的な活動を通して自尊感情を育成
 - ・子どもを中心とした温かみのある学級経営
 - ・心の居場所づくり
 - ・自己存在感や充実感の育成
- ⑤ 豊かな心の育成を図る。
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- ⑥ 教育相談の充実
 - ・定期的な個人面談の実施
- ⑦ 保護者、地域への働きかけ
 - ・学校便り、学級だよりの発行
 - ・H P の更新
 - ・保護者との信頼関係の構築
 - ・地域人材の活用
 - ・学校公開

(2) 早期発見

いじめは潜在化の傾向にあり、発見するのが難しくなっていると言われている。しかし、学校でいじめを発見するのは教師の役目である。小学校低学年の時期は、子どもの様子から発見するのも容易だが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなる。

教師は感性を磨き、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもとで、児童が発する小さなサインも見逃さず、早期発見のために、日頃から教師と児童との信頼関係を構築しておく必要がある。そして、いじめを見逃さない認知能力を向上させなければなければならない。学校では、「いじめ発見 100%」をめざして取組まなければならない。

① 早期発見の手立て

- 教職員のいじめを認知する力を高める。
 - ・教職員の人権意識を高める
 - ・児童理解に努める
 - ・カウンセリングマインドを高める
- 日常的な児童の観察、理解
 - ・時間を確保し、できるだけ児童と一緒にいるように努める。
 - ・児童の表情、態度、言葉づかい、交友関係などを日常的に観察する。
 - ・日記などを通じて児童理解に努める。
- 日常的に情報交換を行い、情報を収集するとともに、初期段階での組織的な対応を行う。
 - ・気になる児童がいる場合は、担任に伝えるとともに校長へ報告する。
 - ・全教職員の共通理解を図るため、定期的な情報交換を行う。
 - ・連絡ノートなどを通じて、児童や保護者からの情報を積極的に収集する。
 - ・相談窓口（教頭など）を設ける。
 - ・初期段階でも早期解消に向け、組織的な対応に取組む。
- 定期的なアンケート調査や面談を実施する。
 - ・いじめ予防のための教職員意識調査の活用や、いじめに関するアンケート調査の実施を行う。
 - ・調査結果をもとに、教育相談の実施を行う。

(3) いじめの対応

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく早期に対応することが大切である。そのため、いじめを認知した教職員はすぐさまいじめを止めるとともにいじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。また、解決に向けて一人で抱え込むのではなく、学年や学校全体で組織的に対応できるよう、すぐさま関係者の担任、生徒指導担当に連絡を取るとともに、管理職に報告を行う。

① いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童の立場に立って対応し、「いじめられる側にも問題がある」などと、当該児童を追い詰めるようなことはしない。教師は児童のことばに傾聴し、当該児童の辛い気持ちを理解するように努める。

○ 基本的スタンス

- ・いじめられている児童の立場に立って対応する。
- ・いじめの状況を把握、児童の安全確保に努める。
- ・家庭と連携し、該当児童を見守る。
- ・いじめが解消した後も、再発していないか継続的な観察を行う。

○ 事実の確認

- ・学校として、「何としても守る」という姿勢を示す。
- ・プライバシーの保護に十分配慮する。
①いつごろから ②何をきっかけとして ③誰から（人数も） ④どこで
⑤どのようなやり方で ⑥どんなことをされた ⑦被害状況（身体や金品など）

○ 確認の方法

- ・傾聴に心掛ける。
- ・言葉を繰り返しながら確認をする
- ・一つひとつ内容を整理する。

○ 留意点

- ・再発防止
- ・潜在化
- ・P T S D
- ・自殺危険度のアセスメント

② いじめている児童生徒への対応

いじめは絶対に許されるべきものではない。どんな理由があるにせよ、「いじめる側が悪い」「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導を行う。

○ 基本的スタンス

- ・いじめは絶対に許すことのできない問題であることを厳しく指導する。
- ・いじめはいかなる理由があっても認められないものである。
- ・いじめられた児童が安心して学校生活が送れるようにいじめた児童を指導する。
- ・いじめをした児童と信頼関係に立ち、問題行動の解決を図る。

○ 事実の確認

- ①いつごろから
 - ②何をきっかけとして
 - ③誰を何人で
 - ④どこで
- ⑤どのようなやり方で
 - ⑥どんなことを行った
 - ⑦加えた加害状況

○ 確認の方法

- ・傾聴に心掛ける。
- ・言葉を繰り返しながら確認をする。
- ・一つひとつ内容を整理する。
- ・複数人の場合は、事実確認をしっかり行う。

○ 留意点

- ・加害者の背景（学校生活、家庭生活等のストレッサー）
- ・加害者が被害者になること

③ 友人、知人（観衆、傍観者）への対応

いじめは、いじめられた児童といじめた児童だけの問題ではなく、周りの児童の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりする。「いじめゼロ」をめざすためにも、全職員で観衆や傍観者をつくらない学級経営に努めることが大切である。

○ 基本的スタンス

- ・すべての児童にいじめは絶対に許すことができない問題であることを指導する。
- ・いじめを抑止する学級づくりに努める。

- ・自治活動の中で、いじめをなくす活動を計画させる。
- ・いじめられた側の心の痛みに配慮する。
- ・いじめを認知したとき、大人に通知する勇気を持たせる。

○ 留意点

- ・観衆も傍観者も加害者になることを理解させる。

④ 保護者及び関係機関との連携

保護者としては、どちらの立場に立とうが、つらい気持ちは同じである。大切なことは、親の立場に立ち対応することである。保護者へ連絡するときは、事実確認や指導方針を理解してもらうために、電話連絡ではなく家庭訪問など直接会って説明するのが望ましい。

[保護者] 主に学級担任を中心に対応

○ 学校から伝えること

(調査で分かったことのみ、憶測や確認できていないことについては言わない)

- ・被害者最優先の姿勢で対応する方針であること。
- ・加害者側へ毅然と対応する方針であること。

○ 学校が確認すること

- | | |
|---------------|--------------|
| ・保護者が知り得た情報 | ・学校に対する要望 |
| ・学校への具体的支援の内容 | ・警察への被害申告の意思 |

○ 学校が配慮すること

(被害者、加害者どちらの保護者にもいじめを解消できるように協力を求める)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・知り得た事象内容の保護者への公表 | ・安全配慮が不十分であった場合の謝罪 |
|-------------------|--------------------|

[地域・関係機関] 主に管理職を中心に対応

○ 学校から伝えること

- ・被害者関係者の意向を十分に確認した上で、校長が必要と判断した事象内容のみ
- ・児童の見守りなどの依頼（地域）
- ・学校への協力依頼（関係機関）

○ 学校が確認すること

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・保護者、地域の人が知り得た情報 | ・学校に対する具体的支援の要望内容 |
| ・関係機関が知り得た情報 | ・専門家の立場からの助言（ケース会議開催も視野に） |
| ・学校に対する具体的支援の内容 | |

[警察] 主に管理職を中心に対応

○ 学校と警察との連携

- ・スクールサポーター等による非行防止教室の開催（いじめの未然防止につながる）

○ 学校から伝えること

- ・児童の健全育成を図ることを目的として、いじめ事象についての情報の共有と対応の協議
- ・犯罪行為となるいじめ事象や、校長が通報を必要と判断した事象

5. ネットいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷する内容等をインターネットのWebサイトの掲示板等に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うケースが増えている。

[ネット上のいじめとは]

- (1) 不特定多数のものから、特定の子に対する誹謗中傷が絶え間なく行われ、だれにより書き込まれたかを特定することが困難な場合が多く、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- (2) ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われ子どもが被害者にも加害者にもなりうる。
- (3) ネット上に掲載された画像や個人情報は加工が容易にできることから、子どもたちの画像や個人情報がネット上に流出し、悪用されやすい。
- (4) 保護者や教師が、子どものネット利用の実態を十分把握できないため、「ネット上のいじめ」を発見することが難しく、効果的な対策を講じることが困難である。

[ネット上のいじめの具体例]

《ネット上のいじめの具体例》

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ（「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイトのこと。）
- チーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ
- SNSから生じたいじめ（「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイトのこと。）
- 動画共有サイトでのいじめ

《危険性》

- ▲匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ▲掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ▲スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ▲一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

[ネットいじめの未然防止]

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。保護者と連携・協力し指導を行う事が重要である。

◎ 保護者への指導

- ☆ 子どもたちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためにルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ☆ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが

起こっているという認識をもつこと。

☆「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

◎ 子どもへの指導

☆ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

☆ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

☆ 違法情報や有害情報が含まれていること。

☆ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

☆一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

[ネット上のいじめが発見された場合の対応]

(1) 児童への対応

○ 被害者児童への対応

・きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

○ 加害児童への対応

・加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。十分な配慮のもと粘り強い指導を行う。

○ 全校児童への対応

・個人情報保護など十分な配慮のもと、全校児童への指導を行う。

(2) 保護者への対応

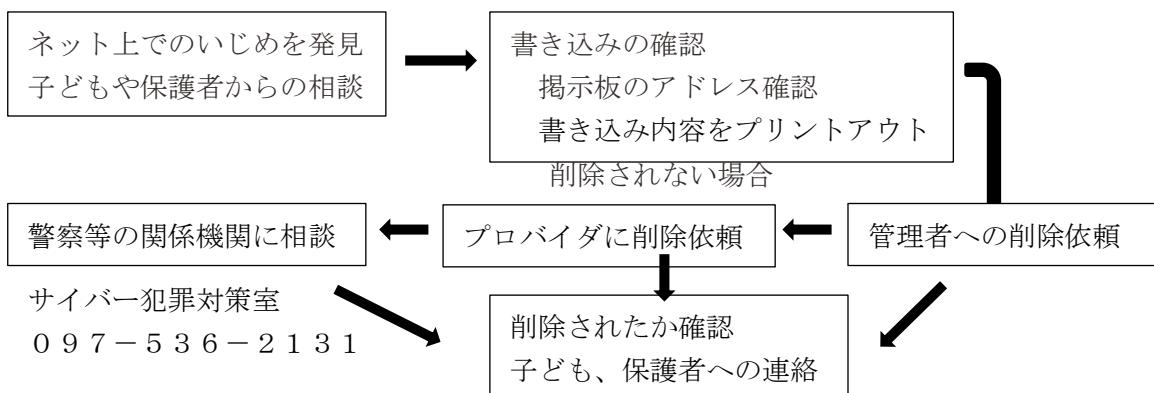
○ 迅速に連絡を行い、家庭訪問などを行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(3) 書き込みサイトへの削除依頼

○ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、被害の拡大を防ぐために、警察や専門機関に相談し、迅速に行う。

○ サイトの「お問い合わせ」「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡をする。

◎ 削除の手順（例）



6. 重大事態への対応

☆ 重大事態とは

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

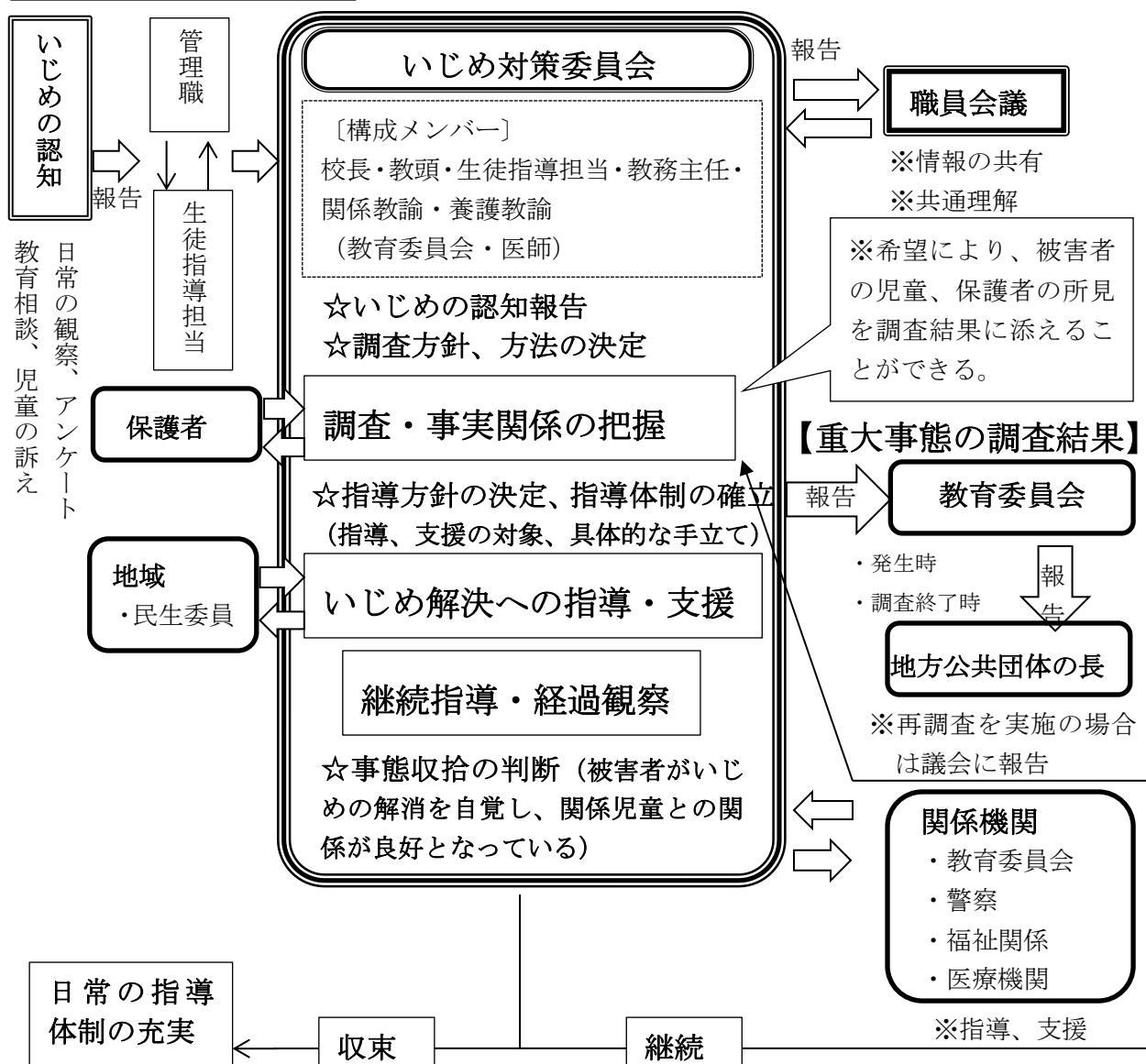
- ・年間30日がめやす。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

[対応策]

- 速やかに監督官庁、警察などの関係機関に報告を行う。管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年や学校のすべての保護者に説明をする必要の是非と判断、必要があれば当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案の内容によってはマスコミ対応も考えられるので、対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。

重大事態対応フロー図



【重大事態を把握する端緒】

○重大事態の取扱について、以下の事項を徹底

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

○調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等に従つて行うこと）。

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

○調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等に従つて行うこと）。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

1 いじめが起こりやすい、起こっている集団

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる |
| <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | |
| <input type="checkbox"/> 揭示物が破れていたり落書きがあつたりする | |

2 登下校 朝の会

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻 欠席が多くなる | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | |

3 授業時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる | <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする |
| <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる | |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | |

4 昼食時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している | <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかつたりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

5 休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いをしたりする | <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている |
| <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている |
| <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる | |

6 その他

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない |
| <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | |

いじめ対応チェック表

確認	確認チェック項目
	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め対応している。
	初期対応の重要性が認識され、校長への報告が迅速且つ確実に行われた。
	いじめられた児童生徒の安全確保ができている。
	いじめられた児童生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができた。
	教育委員会へいじめの対応にあたる旨の第一報を行った。
	いじめた児童生徒からいじめられた児童生徒と同じ内容の話を聞くことができた。
	当該児童生徒の保護者への第一報は、電話ではなく家庭訪問を行い直接会って報告した。
	緊急いじめ対策委員会（生徒指導委員会）を開催し、対応方針を協議した。
	職員会議を開催し、全職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行った。
	個人ではなく、校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。
	いじめ防止対策委員会を開催し、報告するとともに今後の取組を検討した。
	いじめられた児童生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。
	必要に応じて、警察等の関係機関に相談した。
	いじめた児童生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導した。
	当該児童生徒の保護者に十分説明を行い理解を得てから、謝罪を行うようにしている。
	教育委員会へいじめの事故報告を提出した。
	PTAと連携して、事案の対応やいじめの防止に取り組めている。
	地域関係者と連携して、事案の対応やいじめの防止に取り組めている。
	教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出した。
	「いじめが再発していないか」、「いじめられた児童生徒がいやな思いをしていないか」などの見守りを行っている。

学年(年) (男・女) あてはまるほうに○をつけてください。 (小学校低学年用)
しょうがっこう
小学校いじめアンケート

つきの1~9までのしつもんについて、あてはまるきごうに○をつけてください。「そのほか」をえらんだときは、()の中に
までかいてください。

1 いまの学年になって、いじめられたことがありますか。 ア ある イ ない

- ※ 「ア ある」に○をつけた人は、2へすすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、8へすすんでください。

2 だれからいじめられましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア おなじ学年の人 イ 学年が上の人 ウ ほかの学校の人
オ そのほかの人 () エ いえのちかくの人

3 どんないじめをうけましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア もんくをいわたり、こわいいいたをされたりした
イ ひやかされたり、からかわれたりした (からだのことやことばづかいなど)
ウ なかまはずれにされたり、むしされたりした
エ なぐられたり、けられたりした
オ お金やものをとられた
カ 自分のものをかくされたり、こわされたり、すてられたりした
キ 人にわらわれたり、しかられたりするようなことをむりやりさせられた
ク いろいろなようじをいいつけられて、むりやりさせられた
ケ そのほか ()

4 いまもいじめはつづいていますか。 ア つづいている イ つづいていない

5 いじめられたことをだれかにはなしましたか。 ア はなした イ はなしていない

- ※ 「ア はなした」に○をつけた人は、6へすすんでください。
「イ はなしていない」に○をつけた人は、7へすすんでください。

6 だれにはなしましたか。あてはまるものには、すべて○をつけてください。

- ア いえの人 イ ともだちや学年が上の人 ウ たんにんの先生
エ ほけんしつの先生 オ こうちょう先生やきょうとう先生 カ ウ~オいがいの先生
キ スクールカウンセラーなどの先生 ク そのほか ()

* つぎは、8へすすんでください。

7 はなしていない「わけ」はなんですか。あてはまるものには、すべて○をつけてください。

- ア ほかの人にではなくとよけいにいじめられるから
イ ほかの人にではなくてもわかつてくれないから
ウ 自分のよわいところを見せたくないから
エ かぞくにいうとかなしむから
オ そのほか ()

8 あなたは、だれかがいじめられているのを見たりきいたりしたことがありますか。 ア ある イ ない

- ※ 「ア ある」に○をつけた人は、9へすすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、これでおわりです。

9 あなたは、いじめを見たりきいたりしたとき、どうしましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。

- ア いじめている人にちゅういしたり、やめさせたりした
イ いじめられている人はなしをきいたりはげましたりした
ウ 先生にはなした
エ ともだちや学年がうえの人にはなした
オ 自分のかぞくにはなした
カ いじめられている人のかぞくにはなした
キ スクールカウンセラーなどの先生にはなした
ク なにもしなかった (できなかった)
ケ そのほか ()

◆これでおわりです

学年(年) (男・女)

小学校いじめアンケート (小学校中・高学年用)

つぎの1~11までの質問について、あてはまる記号に○をつけてください。「その他」をえらんだ場合には、()の中に
かんたんに文書で書いてください。

1 今の学年になって、いじめられたことがありますか。ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、2へすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、9へすんでください。

2 だれからいじめられましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア 同級生 イ 上級生 (学年が上の人)
エ 他の学校の人 オ 地域の人

ウ 部活動 (スポーツなどのクラブ活動) をいっしょにしている人
カ その他の人 ()

3 どんないじめをうけましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした イ 冷やかされたり、からかわれたりした (体のことや言葉づかいなど)
ウ 仲間はずれにされたり、むしめられたりした エ なぐられたり、けられたりした
オ お金やものをとられた カ 自分のものをかくされたり、こわされたり、すてられたりした
キ 人にわらわれたり、しかられたりするようなことをむりやりさせられた
ク いろいろなようじを言いつけられて、むりやりさせられた
ケ インターネットのけいじばんなどに悪口などを書かれた
コ その他 ()

4 いじめられたとき、学校、家族、友だちに、どんなことをしてほしいですか。(下のわくに書いてください。)

学校に:

家族に:

友だちに:

5 今もいじめはつづいていますか。ア つづいている イ つづいていない

6 いじめられたことをだれかに相談しましたか。ア 相談した イ 相談していない

※ 「ア 相談した」に○をつけた人は、7へ進んでください。
「イ 相談していない」に○をつけた人は、8へ進んでください。

7 だれに相談しましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア 家族 イ 友だちや先輩 ウ たんにんの先生
エ 保健室の先生 オ 校長先生や教頭先生 カ ウ～オ以外の先生
キ スクールカウンセラーや相談員の先生 ク 学校以外の相談できるところ
ケ その他 ()

* つぎは、9へすんでください。

8 相談していない理由はなんですか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア 他の人に相談するとよけいにいじめられるから イ 他の人に相談してもわかつてくれないから
ウ 自分のよわいところを見せたくないから エ 家族に言うとかなしむから
オ その他 ()

9 あなたは、だれかがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、10へ進んでください。
「イ ない」に○をつけた人は、11へ進んでください。

10 あなたは、いじめを見たりきいたりしたとき、どうしましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア いじめている人に注意したり、やめさせたりした イ いじめられている人の話を聞いたりはげましたりした
ウ 先生に相談した エ 友だちや先輩などに相談した
オ 自分の家族に相談した カ いじめられている人の家族に相談した
キ スクールカウンセラーや相談員の先生に相談した ク なにもしなかった(できなかった)
ケ その他 ()

11 あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。当てはまるものに、すべて○をつけ、「その他」があれば書いてください。

ア 学校や学級で話し合い、ルールをつくり、みんなが守るようにすること
イ 学級会やじどう会でいじめをなくす活動をすること
ウ 相談室や相談ばこなどを整えたり、先生が相談にのってくれたりすること
エ 先生が、悪いことは「悪い」とはっきりしそうすること
オ 遊びやスポーツ、レクリエーションなどをみんなですること
カ ボランティアなどのいろいろな活動をみんなですること
キ 地域の人がいつでも学校に来ていっしょに活動するような学校にすること
ク 家庭で、いじめがいけないことを子どもにちゃんと教えること
ケ その他 ()

◆これで終わりです

学校生活のアンケート（保護者用）

あなたの子さんが通う学校について、いくつか質問します。学校に通っている子さんが2人以上いるときは1人を選び、その子さんの学校での体験をもとに回答してください。できるだけ正直に回答してください。人に知られることはありません。アンケートは、封筒に入れて提出して下さい。
以下の質問に該当する答を選んで、あてはまるものに○をつけてください。

お子さん（ 年 組）（男・女） あてはまる方に○をつけてください。

- 1 学校でお子さんは安全だと感じていますか。
ア 感じている イ 感じていない ウ わからない
- 2 学校には、何か問題があった場合、お子さんが相談できる教師か大人が少なくとも1人はいますか。
ア いる イ いない ウ わからない

以下の質問は、学校やそれ以外の場所、登下校時におけるいじめに関するものです。

「いじめ」とは、「子どもが、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」（文部科学省）と定義されています。この定義をもとにお答えください。

- 3 うちの子どもは学校でいじめられている。
ア あてはまる イ あてはまらない ウ わからない
- 4 最近、お子さんは学校でほかの子どもにいじめられている様子はありませんか。
ア ある イ ない ウ わからない
- 5 最近、お子さんは学校でほかの子どもにいじわるをしている様子はありませんか。
ア ある イ ない ウ わからない
- 6 お子さんから、学校でいじめを見たことがあるという話を聞いたことがありますか。
ア ある イ ない ウ わからない
- 7 お子さんが学校でいじめに対処する方法を教えられていると思いますか。
ア 思う イ 思わない ウ わからない
- 8 過去1ヶ月の間に学校に行くのを嫌がって欠席した日がありますか。
ア ある イ ない
- 9 お子さんと学校でいじめについて話したことがありますか。
ア ある イ ない
- 10 いじめに関する不安を教職員と話し合ったことがありますか。
ア はい イ いいえ
- 11 教職員は、あなたと協力していじめを解決するために、適切な対応をしてくれると思いますか。
ア はい イ いいえ
- 12 今後、教職員にどのような行動を望みますか具体的にお書きください。

- 13 大分県には、「いじめ」のことで電話相談できるところがありますが、そのことをご存じですか。
ア はい イ いいえ

【 年 組 番 氏名 】

いじめの状況聞き取りシート

日 時	月 日 ()
場 所	
誰	が 直接 加 わった 人
	周 り で 見 て い た 人
	止 め よ う と し た 人
	そ の 他 の 人

概 要

具体的な状況図

状況説明

番号	相手の言動	自分の言動	自分の感情
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(7) いじめの報告書式

第1号様式

(市町村立学校→市町村教委→教育事務所→義務教育課→県教委担当課・室)

事件・事故の概要及び対応報告書 第1号 () 学校

①報告日時		平成 年 月 日 時 分					
②県立学校の 連絡窓口責 任者 (TEL・FAX)	正	所属 (所属)		職 (自宅)		氏名	
	副	所属 (所属)		職 (自宅)		氏名	
事 件 ・ 事 故 の 概 要	③事件等の種別 (いじめ、暴力事案等)						
	④発生日時	平成 年 月 日 時 分					
	⑤発生場所						
	⑥関係児童・生徒等	児童・生徒等の学年・氏名 ※被害児童生徒と加害被害生徒が分かるように記述すること					
	⑦経緯・概要 ・情報源 ・何が起きているか ・被害者の状況 ・加害者の状況 ・その他	①どのような場面で、どのようなことが起きたのかを簡潔に記入する ②いじめの態様(蹴る、叩く、金品をたかれる等)を記入する ※できれば、いじめが起きた現場を図示する。					
	⑧学校における初動 対応の内容 (時系列で記入) ・発見の経緯 ・事実確認の様子 ・校内体制づくり ・保護者への連絡 ・警察等関係機関との連携 ・報道対応等	以下の項目を簡潔に記入する ①発見の経緯、初期対応等を時系列で ②事実確認の様子(被害者からの聞き取り内容、加害者からの聞き取り 内容、周囲にいた者からの聞き取り内容等) ③校内体制づくりの流れ ④保護者への連絡等 ⑤関係機関との連携等 ⑥報道対応等					
	(必要に応じて別紙作成)						

※③～⑧は、「児童・生徒・職員及び学校施設・設備の事故について」(昭和42年11月28日
教委庶第826号 教育長通知)に規定する様式1又は2の添付も可とする。

⑧ 取組点検票

(1) 教職員用				
取組 内容	具体的な評価項目【点検（A：十分、B：まあまあ十分、C：やや不十分、D：不十分）】			
校長	児童生徒理解、未然防止や早期発見（リスクマネジメント） 〔姿勢・意欲〕活力ある職場づくり（風通しのよい職場づくりをめざし）いじめ等の未然防止や早期発見を行う姿勢がみられるか。	評価	問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組（クライシスマネジメント） 〔姿勢・意欲〕活力ある職場づくり（風通しのよい職場づくりをめざし）問題を隠さず迅速かつ適切な対応ができる学校運営を行う姿勢がみられるか。	評価
副校長 教頭	〔姿勢・意欲〕活力ある職場づくり（校長の補佐役として）職員とのコミュニケーションを図り、いじめ等の未然防止や早期発見を行う姿勢がみられるか。		〔姿勢・意欲〕活力ある職場づくり（校長の補佐役として）職員とのコミュニケーションを図り、問題を隠さず迅速かつ適切な対応ができる学校運営を行う姿勢がみられるか。	
教諭等	〔姿勢・意欲〕積極性 いじめ等の未然防止や早期発見に進んで取り組んでいるか。		〔姿勢・意欲〕責任感 問題を発見したら、真摯に受け止め、隠さず、迅速かつ適切な対応を図っているか。	

(2) 学校用		
領域及び指導項目	具体的な評価項目 【点検（A：十分、B：まあまあ十分、C：やや不十分、D：不十分）】	評価
組織的な指導体制	1 「いじめ対策委員会」等が組織されている。	
	2 「いじめ対策委員会」等が、学期に1回以上定期的に開催されている。	
	3 いじめ対策の中心となる担当者が位置づけられており、全教職員に周知している。	
	4 いじめ問題についての基本的理解とともに、その対応や各教師の役割についての共通認識を図るために会議や研修がもたれている。	
	5 教職員の間で、常に情報交換ができる職場環境がある。	
日常的な児童生徒理解	1 定期的に家庭との連絡を取り、学校や家庭での様子について情報交換している。	
	2 年3回以上のアンケート調査や、児童生徒が相談しやすい環境づくりなど、教育相談体制の充実が図られている。	
	3 日常的な観察だけでなく、アセスメントツール等の客観的な指標を活用して子どもの人間関係の変化を把握している。	
	4 児童生徒の個別のチェックシート等を活用し、小さな変化やいじめの兆候を察知している。	
	5 児童生徒や保護者の相談窓口が担任以外に設定されており、周知されている。	
関係機関との連携	1 県や市町村の相談機関、警察、福祉、医療等との連携が図れるように、各機関の連絡先や担当者を把握できている。	
	2 関係機関との連携窓口（校内担当者）が決まっている。	
	3 警察や福祉事務所等の関係機関と定期的な情報交換の場を設定している。	
	4 人権擁護関係者、福祉関係者、医療関係者等と連携していじめについての講演会を行っている。	
	5 警察やスクールサポーターと連携したいじめ対策を行っている。	

【参考文献・通知・資料】

- 大分県いじめ防止基本方針【一部改正】平成29年10月 大分県教育委員会
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月 文部科学省
- いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日） 法律 所管文部科学省
- いじめ問題対応マニュアル 平成25年5月 大分県教育委員会
- いじめの問題への取組の徹底について(通知)平成18年10月 文部科学省
- いじめ問題への緊急提言 平成18年11月 教育再生会議有識者委員一同
- いじめの早期発見・早期対応の手引き 平成18年11月 福岡県教育委員会
- いじめ対応マニュアル 平成19年3月 福岡市教育委員会